第1、２、３、４、５、７、10、15、17の項目について

栄養教諭については、標準法による定数を基礎として、各校の状況を勘案の上、配置している。

今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

第２の項目について

栄養教諭の定数改善については、これまでにも全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じて国に対し要望をしてきたところだが、これに加え、今年度は「令和３年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」にて大阪府からも栄養教諭を各校１名配置とするよう要望を実施したところ。

栄養教諭の加配措置は、限られた人数ではあるが、加配を希望する市町村に対し、ヒアリングを実施した上で、加配措置の必要性や地域バランス等を総合的に勘案し、加配配置校を決定しているところ。

加配措置を行った学校には、学校訪問を行い、その際には校内体制の整備や、市町村のサポート体制等について必要に応じ指導や、他市町村の取組事例を照会するなど助言をおこなっている。

また、府教育庁が開催している「学校給食・食育研究協議会」などの場で日頃から栄養教諭の方々が苦慮されている食育の推進や衛生管理について講演や研究協議を行っているほか、今年度は大阪府指導栄養教諭等連絡協議会を開催し、給食管理や休職指導、食育など幅広く意見交換をおこなったところ。

　今後も栄養教諭等の意見を聞きながら進めていく。

第４の項目について

　学校における食物アレルギー、特に学校給食でのアレルギー対応は、栄養教諭の役割が重要であると考えており、栄養教諭の定数改善については、これまでも全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じた要望や、「令和３年度国の施策並びに予算委関する提案・要望」にて大阪府からも栄養教諭を各校１名配置とするよう要望を実施したところ。

　また、学校給食の管理、「栄養管理」と「衛生管理」はいずれも栄養教諭だけで管理できるものではなく、管理職や栄養教諭を含めた教職員に、栄養教諭の職務と教職員の職務をそれぞれ理解し、日々の指導で得た情報を栄養教諭に提供することや、食に関する指導と学校給食の管理で得たものを教職員と相互共有し、給食管理や指導に生かせるよう市町村教育委員会に対し指導・助言をおこなった。

　府教育庁が開催している「学校給食・食育研究協議会」などの場で、日ごろから栄養教諭の方々が苦悩されている食育の推進や衛生管理について講演や研究協議をおこなっているほか、今年度は大阪府指導栄養教諭等連絡協議会を開催し、給食管理や給食指導、食育など幅広く意見交換をおこなったところ。

　今後も栄養教諭等の意見を聞きながら進めていく。

第６、12の項目について

大阪府では、栄養教諭制度が創設されたことを受け、正規の栄養職員を栄養教諭に移行してきた。

栄養教職員は、学校における食育の一層の推進を図るためには、中核的な役割を担う重要な職であると認識している。

栄養教職員に対する職務軽減については、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとして、令和２年８月から、基本的に、その代替者について措置することとし、市町村教委に対してその旨を周知したところ。

なお、育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置していく。

栄養教職員の代替の確保については、今後とも引き続き、市町村教育委員会と連携していく。

第７の項目について

　栄養教諭の未配置校の現状から、全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じた要望や、「令和３年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」にて大阪府からも給食の実施方法や児童生徒数に関わらず栄養教諭を各校１名配置とするよう要望を実施したところ。

　また、学校給食の管理、「栄養管理」と「衛生管理」はいずれも栄養教諭だけで管理できるものではなく、管理職や栄養教諭を含めた教職員に、栄養教諭の職務と教職員の職務をそれぞれ理解し、日々の指導で得た情報を栄養教諭に提供することや、食に関する指導と学校給食の管理で得たものを教職員と相互共有し、給食管理や指導に生かせるよう市町村教育委員会に対し指導・助言をおこなった。

　府教育庁が開催している「学校給食・食育研究協議会」などの場で、日ごろから栄養教諭の方々が苦悩されている食育の推進や衛生管理について講演や研究協議をおこなっているほか、今年度は大阪府指導栄養教諭等連絡協議会を開催し、給食管理や給食指導、食育など幅広く意見交換をおこなったところ。

　今後も栄養教諭等の意見を聞きながら進めていく。

第８の項目について

栄養教諭の代替者は、栄養士である学校栄養職員を臨時技師として任用しているところ。

給与条例において、栄養士の給料表は医療職給料表（二）と定められており、ご要求に応じることは困難。

第９、10の項目について

障がいのある幼児児童生徒の給食指導については、平成24年の文部科学省通知により対応いただいているところ。

栄養教諭の定数改善については、これまでも全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じた要望や、「令和３年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」にて大阪府からも栄養教諭を各校１名配置とするよう要望を実施したところ。

第11の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、給食センター（共同調理場）を含め、学校現場における教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

評価者の「評価」に対する理解を深め、評価・育成能力の向上を図るため、評価・育成者研修を実施しており、演習事例を取り入れるなど、実践的な研修も行っている。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

第13の項目について

大阪府教育センターでは、「新規採用栄養教諭研修」、「栄養教諭10年経験者研修」及び「栄養教諭研修Ａ」、「栄養教諭研修Ｂ」を実施している。また、「学校における食育研修」をはじめとして栄養教諭・学校栄養職員が受講可能な研修も実施している。栄養教諭・学校栄養職員の専門性の向上のため、研修の充実に努めていく。

第14の項目について

文部科学省では大学などからの更新講習の認定申請を受けて認定したものを「更新講習開設情報」として公表しており、この情報を大阪府のホームページにも掲載し、周知を行っているところ。

　令和２年度は、10年経験者研修を受講する教諭のうち免許状更新講習の受講期間と重なっている方に対し、全14回の研修のうち８回を免許状更新講習の対象としている。

　栄養教諭の10年経験者研修においては、次年度の免許状更新講習の受講期間との重なりについて事前調査を実施し、現在、検討を進めているところ。

第15の項目について

指導栄養教諭について、平成29年・30年度に「大阪府指導栄養教諭連絡会」を開催し、意見交換を行ったところ。

今後、後進の育成・栄養教諭の資質向上などについて、栄養教諭の意見を聞きながら進めていく。

第16の項目について

栄養職員等の短時間再任用職員（週19H30M勤務）の勤務時間の割り振りについては、原則、次のとおりとしている。

① 週3日勤務（7:45×2日、4:00×1日）

② 週4日勤務（7:45×1日、4H×2日、3:45×1日）

③ 週5日勤務（4H×3日、3:45×2日）

なお、再任用短時間勤務者の要勤務日以外に代替者等を措置することは、現状では困難。

第17の項目について

大阪府教育センターでは、 新規採用の栄養教諭に対して、栄養教諭としての資質の向上と使命感を養うことを目的に、１年間（年12回）の「新規採用栄養教諭研修」を実施している。

新規採用の栄養教諭が、自信をもって職務にあたれるように、研修内容の充実に努めていく。

新規採用栄養教諭に対する研修については、「校内研修年間指導計画モデル（指導内容例）」にて、研修指導員による校内研修を１日４時間程度、年間４日間実施するモデル例をお示ししている。

なお、研修指導員については、新規採用栄養教諭を有する市町村教育委員会に対し、原則として管内の経験豊富な栄養教諭をご推薦いただき、決定しているところ。